## リサイクル燃料備蓄センター第1回設工認 5/21ヒアリングの説明要旨 (2/2)

- 設工認申請書のうち、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」 (以下「設工認QMS」という。)については、2月26日申請以降、4月1日にリサイクル燃料貯蔵センターの保安規定を施行したことから、保安規定に基づくものとして補正する必要がある。
- このため、設工認QMSについては、補正後の申請書の内容を説明する。 ただし、原子力品質保証規程改訂 24 に基づく設工認QMSにおいても、令和 2 年 4 月に改正された品管規則に照らし支障がないことを説明する。
- したがって、設工認QMSに係る補足説明は、以下の構成で説明する。

設1-補-010: 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関す る補足説明

添付資料-1 ・申請時点における設工認QMSの状況

添付資料-2 · 補正内容

- 1)設計及び工事に係る品質マネジメントシステム (設工認本文の補正)
- 2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書(設工認添付書類2)
- 添付資料-3 ・原子力品質保証規程の改訂前後比較表
- 添付資料-4 ・事業許可申請書(本文七号),保安規定品質マネジメントシステムとの関係について(補正を反映)
- 添付資料-5 ・ 先行事業者(柏崎刈羽原子力発電所)との比較(補正を反映)
- 添付資料-6・設工認として必要な設計,工事及び検査の流れについて(補正を反映)
- 添付資料-7 ・設工認QMSで作成される各様式の関係(補正を反映)
- 添付資料-8 ・既設工認と品質マネジメントシステムの変遷
- 以上の説明により、設工認QMSに係る内容に支障がないことをご確認い ただく。

以上